公　告

諸　事　項

工 場 財 団

北海道函館市昭和三丁目６番６号**北海道乳業株式会社**の工場財団に北海道函館市昭和三丁目288番地北海道乳業株式会社函館工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年５月９日　　函館地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人牧島聡の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年５月９日　　横浜地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月９日

中国地方整備局長　林　　正道

１　処分をした年月日　令和７年４月15日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ソルコム　大橋　大樹　広島県広島市中区南千田東町２―32　国土交通大臣許可（般―４）第2105号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告